

氏名	波多野 誠		
学位の種類	博士（保健学）		
学位記番号	甲第42号		
学位授与の日付	2018年3月15日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
学位論文題目	Burnout and related factors among consultation support specialists 相談支援専門員におけるバーンアウトとその関連要因		
論文審査員	主査	新潟医療福祉大学	教授 鈴木 昭
	副査	新潟医療福祉大学	教授 横山 豊治
	副査	新潟医療福祉大学	准教授 松本 京介

論文内容の要旨

相談支援は障害者の自立支援に大きく寄与しているものの、その業務を担う相談支援専門員のメンタルヘルスに関する先行研究は深められていない為、相談支援専門員のバーンアウトに関する調査を行った。本研究の目的は相談支援専門員がバーンアウト傾向であるかを明らかにすること、そしてバーンアウト傾向であればその増大要因と軽減要因を明らかにすることである。調査は久保・田尾の日本語版 MBI (Maslach Burnout Inventory) を用いて全国180事業所416名の相談支援専門員を対象とし、計297名を分析対象とした（有効回答率71.4%）。その結果、相談支援専門員の37.4%がバーンアウトに注意を要するラインであった。次に目的変数を MBI 合計値の第一四分位以上をバーンアウト高群、第三四分位以下をバーンアウト低群とし、説明変数を基本属性12項目と日本労働研究機構が作成した HRM (Human Resource Management) チェックリストによる職場及び業務に関する7項目の計19項目とする、要因分析モデルの重回帰分析を行った。増大要因として「事業所の相談支援専門員の人数 ($p<0.05$)」、「年齢 ($p<0.05$)」が挙げられ、軽減要因として「相談者との関係 ($p<0.05$)」、「生活への配慮 ($p<0.01$)」、「キャリアパス ($p<0.001$)」が挙げられた。今後、相談支援専門員のバーンアウト対策が必要であることが示唆された。そして相談支援専門員のバーンアウトを防止することで、定着化や離職を防ぐことができ、さらにサービスの質の向上にも資することが明らかになった。

キーワード：相談支援、相談支援専門員、障害者福祉、バーンアウト、メンタルヘルス

論文審査結果の要旨

本論文は、障害者の自立と社会参加に大きな役割を果たしている相談支援専門員のバーンアウト (Burnout) とその関連要因に関する研究である。

著者はすでに職業性ストレス簡易調査票を用いた調査から、相談支援専門員の精神健康度を高め保

持していくために、職場における組織的な1次予防の取り組みが重要であることを指摘した。本研究はこれに続き対をなす形でさらに発展させた論及である。

今回の研究では、相談支援専門員のバーンアウト傾向とその関連要因について検討するために、日本語版 MBI (Maslach Burnout Inventory) 及び HRM (Human Resource Management) チェックリスト (日本労働研究機構) の2尺度を用いている。このうち、バーンアウトは、情緒的消耗感 (Emotional Exhaustion), 脱人格化 (Depersonalization), 達成感の低下 (Personal Accomplishment) の3因子 (領域) で構成され、HRM チェックリスト (個人用・従業員用) は、キャリアパス、研修制度、生活への配慮、給与、職務満足と組織風土等の項目からなっている。

調査は全国180事業所416人を対象に実施され、310人から回答を得た (回収率74.5%)。MBI からは、112人 (37.4%) がバーンアウト警戒ライン (脱人格化領域で6.1%が警戒ライン) に達していることが判明し、バーンアウトの程度を目的変数、HRM 項目等を説明変数にした重回帰分析からは、相談支援専門員の年齢、事業所における相談支援専門員の員数、生活への配慮、相談者との関係、キャリアパスの5要因がバーンアウトと関連していることが析出された。これまで福祉施設や病院等における福祉保健医療従事者を対象にしたバーンアウト研究はあるが、不特定多数の障害児・者とその保護者、関係機関等をクライアントに地域そのものを舞台にして働く障害者相談支援専門員に関する、バーンアウトを援用した精神健康の研究は見当たらない。

本研究で得られた知見は、以下の理由で貴重である。

- ① 上述した相談支援専門員の業務は、「障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条3項)」こととされ、狭義の相談業務にとどまらず、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助等多岐にわたり、高度の知識、技術、態度が求められる。
- ② ①の業務を遂行するにあたり、相談支援専門員が情緒的消耗感が著しく、脱人格化に陥りクライアントをリスペクトすることに困難をきたし、自らの業務そのものに対する達成感の低下した状況で展開される相談援助は、ガイドラインをなぞっただけの表面的外形的なものになりがちであることは容易に想像される。なによりも相談当事者である障害者の QOL を減ずる形で大きく影響する。
- ③ ①、②を踏まえ、相談支援専門員の精神健康に影響を与える要因として、年齢、事業所における相談支援専門員の員数、生活への配慮、相談者との関係、キャリアパスの5要因を析出し、これらの要因が精神健康の保護・促進要因として働く方策について、年齢の若い相談支援専門員に向けたバーンアウト対策の必要性、相談支援専門員の複数勤務する事業所については、適切な事務分掌と1人ひとりの裁量権の尊重、クライアントとの良好な関係の構築、生活に配慮した休日や緊急時の働き方の工夫、事業所における明示的なキャリアパスの整備・構築、と具体的に指摘し、提言している。
- ④ 就中、キャリアパスの整備・構築は、高度の知識、技術、態度を習得する機会を保障し相談支

援専門員のキャリア形成につながり、文字どおり自己実現を図る道筋として、将来を展望できる安定した仕事を提供することになる。このことは相談支援専門員の社会的認知度を高め、クライアント（障害当事者）の福祉向上に寄与する。

- ⑤ ③，④の指摘・提言は、障害者福祉の中核概念である共生社会の実現に向けて大きな推進力となる。

以上のことから、審査委員会は本論文を博士論文に相応しいと認める。